

長さが21mを超えるフルトレーラの申請方法

- 長さが21mを超えるフルトレーラ連結車の申請（通行許可）が可能です（対象車両はフルトレーラ（バン型）で長さは25mまでのもの）。
- 申請する場合には、以下の手順を進めて下さい。

【申請の流れ】

事前相談

⇒21m超車両の申請は、一般的な申請と比較し、通行条件、添付書類、通行経路の設定方法等が複雑です。適切かつ円滑な手続きを行うため、申請前に事前相談を行うことを推奨します。

ETC2.0車載器情報の登録・利用規約の同意

⇒21m超車両の申請は、業務支援用ETC2.0車載器の車両への装着及び車載器情報の登録が必要になります。また、登録情報に基づき、道路管理者が特定プローブ情報を利用することについて同意を頂く必要があります。

申請書作成

⇒申請車種に「フルトレーラ（ダブル連結トラック）」を選択の上、申請書を作成いただく必要があります。

申請書の提出（オンライン申請）

⇒事前相談した地方整備局の指定した(直轄)国道事務所を申請先とします。オンライン提出時に次の付属資料を添付資料します。

審査

<付属資料>

- ① 軌跡図
- ② 特定の区間の通行距離等に関する書類
- ③ 申請書において車両の安全装置が装備されていることを確認したことを報告する書類
- ④ 運用者に関わる書類（免許証の写し、実技訓練を受講したことを証する書類、など）
- ⑤ Gマーク認定証の写し※通行期間を4年とする場合

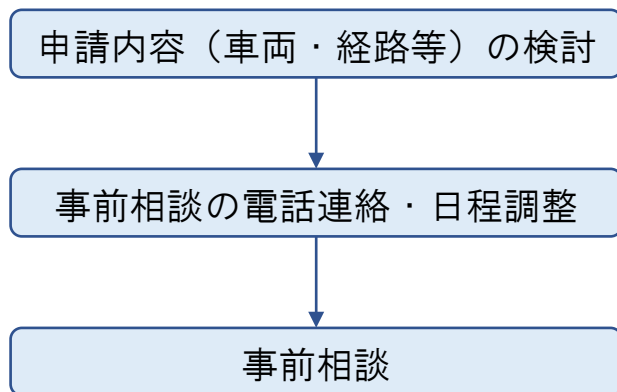
許可証交付 ※

※許可証の条件書に留意事項等が記載されます。

事前相談

- 21mを超えるフルトレーラ連結車の申請は、一般的な車両の申請と比較し、申請方法、添付書類、通行経路の設定方法等が複雑なため、事前相談を行っていただくことを推奨します。
- 事前相談では、申請可否の確認や申請にあたっての留意点等を説明します。

【事前相談までの流れ】



事前相談は国土交通省の以下の部署で対応致します。

- ・ 東北地方整備局道路部交通対策課 (022-225-2171)
- ・ 関東地方整備局道路部交通対策課 (048-600-1346)
- ・ 北陸地方整備局道路部交通対策課 (025-280-8883)
- ・ 中部地方整備局道路部交通対策課 (052-953-8178)
- ・ 近畿地方整備局道路部交通対策課 (06-6945-9107)
- ・ 中国地方整備局道路部交通対策課 (082-221-9231)
- ・ 四国地方整備局道路部交通対策課 (087-811-8351)
- ・ 九州地方整備局道路部交通対策課 (092-471-6331)

事前相談をご希望の場合には、上記の特車担当あてに電話ください。

※主な通行経路を管内とする地方整備局にお問い合わせ下さい。

【事前相談時の流れ】

- 事前相談では、申請をご検討されている車両や通行経路、運転者の業務経験、車両に装備された装置、業務支援用ETC2.0車載器の装着状況等をお伺いした上で、具体的な申請方法、必要な添付書類、国以外の道路管理者との調整方法を説明させていただきます。

ETC2. 0車載器の情報登録・利用規約への同意のPoint

ETC2. 0車載器の情報登録・利用規約の同意

- ① 21m超車両を申請する場合には、申請車両に業務支援用ETC2.0車載器の装着が必要になります。
- ② また、当該車載器のID（車載器管理番号及びASL-ID）を特車申請システムに登録して頂く必要があります。
- ③ 登録にあたり、道路管理者が登録された車載器から取得した特定プローブ情報を利用することについて、同意を頂く必要があります。

※車載器情報の登録／利用規約への同意の方法については、P11以降を参照

申請書作成

- 21mを超えるフルトレーラ連結車の申請は、オンライン申請のみで受付けています。
- 一般的な車両の申請と異なる点や追加で必要となる書類がありますので、次ページ以降のポイントを確認のうえ、オンライン申請してください。
- 申請方法について不明点がありましたら、申請窓口にお問い合わせください。

申請書作成のPoint

申請書情報入力画面における車種選択

申請車種を選択する際は、「フルトレーラ（ダブル連結トラック）」を選択してください。

申請車両

申請車種

事業区分

申請車両台数

申請経路

申請経路数: 0

フルトレーラ(ダブル連結トラック) ▼

車種を選択してください

- トラック
- 建設機械類
- 一般セミトレーラ(バン型)
- 一般セミトレーラ(タンク型)
- 一般セミトレーラ(幌枠型)
- 一般セミトレーラ(コンテナ型)
- 一般セミトレーラ(自動車運搬用)
- 一般セミトレーラ(あおり型)
- 一般セミトレーラ(スタンション型)
- 一般セミトレーラ(船底型)
- 一般セミトレーラ(その他)
- 重セミ
- 海上コンテナ(8'6)
- 海上コンテナ(9'6)
- 海上コンテナ(その他)
- ポールトレーラ
- フルトレーラ(バン型)
- フルトレーラ(タンク型)
- フルトレーラ(幌枠型)
- フルトレーラ(コンテナ用)
- フルトレーラ(自動車運搬用)
- フルトレーラ(あおり型)
- フルトレーラ(スタンション型)
- フルトレーラ(船底型)
- フルトレーラ(ダブル連結トラック)**
- フルトレーラ(その他)
- ダブルス

申請車種は、プルダウンメニューから選択します。

積載貨物情報入力 および申請書作成予約登録

申請・各種情報入力選択

申請情報を精次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
*デジタル地図: デジタル地図による経路入力
*交差点番号-交差点番号指定による経路入力
※以前がキースト入力した未収録道路については、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007774585

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

デジタル地図 交差点番号 経路情報入力

申請書作成予約登録

保存終了

積載貨物情報入力は不要です。

申請書作成予約登録

ダブル連結トラック制度利用申請にあつたつては、提出先地方整備局との事前協議を行うことを推奨しています。
なお、事前協議を行っていない申請の審査は受け付けておりませんので、予めご注意ください。

事前協議した

事前協議していない

地方整備局の直轄国道事務所に事前協議を実施しているかどうかの確認メッセージが表示されます。事前協議の有無を選択してください。

【補足】

1. 通行期間は最大2年間で選択することができます。
2. その他の項目の作成方法は、一般的な車両の申請と同様です。

申請書作成予約状況の確認

- 申請書作成予約が完了すると、申請書作成予約状況一覧画面に、ダブル連結トラック申請である旨のメッセージが表示されます。

申請書作成予約状況一覧

ダブル連結トラック申請である旨を示すメッセージが表示されます。

申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作	
0018289344	令和03年03月03日 11時28分	作成完了	令和03年03月03日 11時38分	この申請はダブル連結トラック制度利用の申請です。 申請提出時に付属書類を添付してください。	申請書	ダウンロード
					申請データ	ダウンロード 提出
					算定結果	ダウンロード
0018289342	令和03年03月03日 11時24分	作成完了	令和03年03月03日 11時35分	ETC2.0の登録及び違反履歴の確認の結果、許可期間延長申請が可能です。 許可期間延長申請のため、申請時に「Gマーク認定書の写し」を添付してください。 この申請はダブル連結トラック制度利用の申請です。 申請提出時に付属書類を添付してください。	申請書	ダウンロード
					申請データ	ダウンロード 提出
					算定結果	ダウンロード

許可期間延長との併用が可能です。
(その場合、通行期間は最大4年間)

申請書の提出のPoint

申請書の提出

- 申請先は、事前相談した地方整備局の指定した国道事務所等で受け付け致しますので、申請先窓口は当該国道事務所を選択下さい。

付属書類

- 長さ21メートルを超えるフルトレーラ連結車では、通常の通行経路表等に加え、以下の①～⑤の書類及び図面の提出が必要です。

付属書類

①	軌跡図
②	特定の区間の通行距離等に関する書類
③	申請者において車両の安全装置が装備されていることを確認したことを報告する書類
④	運転者に係る書類 i) 免許証の写し及びけん引免許の保有年数を記した書面 ii) 勤務証明書 iii) 実技訓練を受講したことを証する書面 iv) 直近3年間無事故・無違反であることを証する書面 (直近5年以上の大型自動車運転業務への従事し、かつ牽引免許5年以上保有する場合は除く)
⑤	Gマーク認定証の写し ※優良事業者が通行期間を4年とする場合に必要

【付属書類添付の際の申請手続選択画面】

特殊車両オンライン申請システム
- 申請手続選択画面 -

申請手続の提出する申請番号
0009802106

差し戻された申請について
チェックして、訂正対象となる申請の番号を決定してください。
 差し戻された申請の番号を提出する

自動車検査証の写し、「一般旅客自動車運送事業の免許証の写し」を提出する
この車両または窓口より車検証提出の指示があった場合は、チェックボックスにチェックを入れてください。
一部の車両とは、一般制限値を超えない車両を指します。詳細については「説明」ボタンより確認してください。

「次へ」ボタン押下後、指定したファイルの形式審査を実行します。

<戻る 申請者メニューへ戻る

特殊車両オンライン申請システム
- 添付資料の指定画面 -

<添付資料の指定 - 特殊車両通行許可申請 包括 変更 ->

「申請窓口にて郵送・FAXまたは持参する。」には **チェックを入れない。**

本申請の申請が関東地方本部申請の申請として提出されています。
申請に追加するファイルを選択してください。

「自動車検査証の写し」、「一般旅客自動車運送事業の免許証の写し」
 申請窓口にて郵送・FAXまたは持参する。

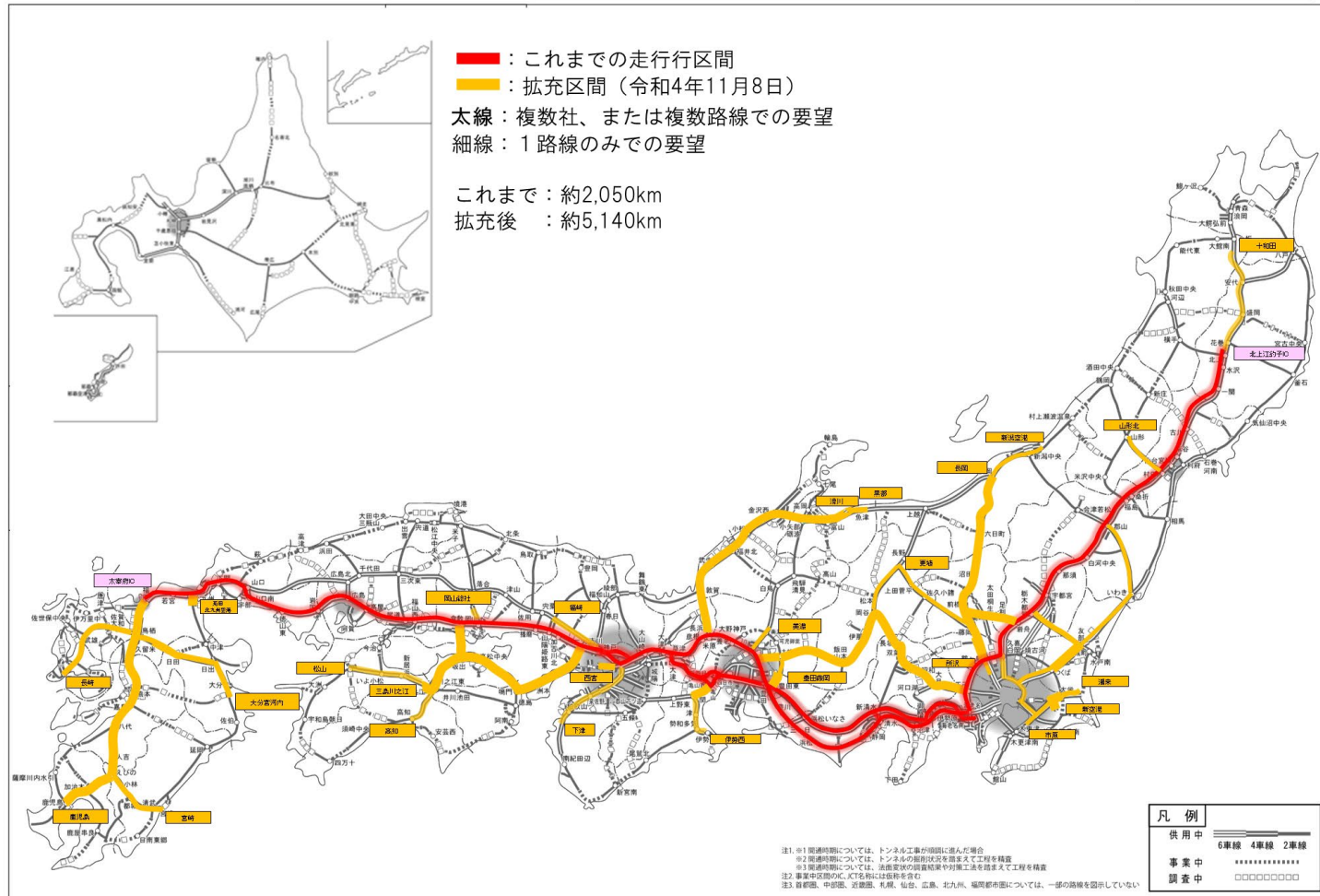
「参照」ボタンをクリックして添付したいファイルを選択し、「追加」ボタンをクリックして確定。

主な通行経路の考え方①

- ① 通行経路は、以下の特定の区間が主たる区間となるように設定してください。
- ② 高規格幹線道路等の自動車専用道路以外を通行する区間が必要最小限の区間となるように設定してください。

※申請の際に様式（9ページ参照）に特定の区間の通行距離を記載して頂きます。

（特定の区間）



主な通行経路の考え方①

(特定の区間)

道路名	自	至
東北自動車道	川口ジャンクション	十和田インターチェンジ
山形自動車道	村田ジャンクション	山形北インターチェンジ
磐越自動車道	いわきジャンクション	郡山ジャンクション
北陸自動車道	長岡ジャンクション	新潟中央ジャンクション
	米原ジャンクション	黒部インターチェンジ
日本海東北自動車道	新潟中央ジャンクション	新潟空港インターチェンジ
上信越自動車道	藤岡ジャンクション	更埴ジャンクション
関越自動車道	所沢インターチェンジ	長岡ジャンクション
常磐自動車道	三郷ジャンクション	いわきジャンクション
首都圏中央連絡自動車道	海老名南ジャンクション	久喜白岡ジャンクション
東京外環自動車道	川口ジャンクション	高谷ジャンクション
東関東自動車道	高谷ジャンクション	潮来インターチェンジ
新空港自動車道	新空港インターチェンジ	成田インターチェンジ
京葉道路	宮野木ジャンクション	蘇我インターチェンジ
館山自動車道	蘇我インターチェンジ	市原インターチェンジ
北関東自動車道	高崎ジャンクション	友部ジャンクション
中央自動車道	八王子ジャンクション	小牧ジャンクション
長野自動車道	岡谷ジャンクション	更埴ジャンクション
東名高速道路	海老名ジャンクション	小牧インターチェンジ
新東名高速道路	海老名南ジャンクション	豊田東ジャンクション
伊勢湾岸自動車道	豊田東ジャンクション	四日市ジャンクション
名神高速道路	小牧インターチェンジ	西宮インターチェンジ
東海北陸自動車道	一宮ジャンクション	美濃インターチェンジ
東海環状自動車道	豊田東ジャンクション	土岐ジャンクション
新名神高速道路	四日市ジャンクション	神戸ジャンクション
	亀山ジャンクション	亀山西ジャンクション
東名阪自動車道	四日市ジャンクション	伊勢関インターチェンジ

道路名	自	至
伊勢自動車道	伊勢関インターチェンジ	伊勢西インターチェンジ
近畿自動車道	吹田ジャンクション	松原ジャンクション
阪和自動車道	松原ジャンクション	下津インターチェンジ
神戸淡路鳴門自動車道	神戸西インターチェンジ	鳴門インターチェンジ
山陽自動車道	神戸ジャンクション	廿日市ジャンクション
	大竹ジャンクション	山口ジャンクション
	倉敷ジャンクション	早島インターチェンジ
	三木ジャンクション	神戸西インターチェンジ
中国自動車道	吹田ジャンクション	福崎インターチェンジ
	山口ジャンクション	下関インターチェンジ
岡山自動車道	岡山ジャンクション	岡山総社インターチェンジ
広島岩国道路	廿日市ジャンクション	大竹ジャンクション
広島自動車道	広島西風新都インターチェンジ	広島ジャンクション
関門橋	下関インターチェンジ	門司インターチェンジ
瀬戸中央自動車道	早島インターチェンジ	坂出インターチェンジ
松山自動車道	川之江ジャンクション	松山インターチェンジ
高松自動車道	鳴門インターチェンジ	川之江ジャンクション
	坂出ジャンクション	坂出インターチェンジ
高知自動車道	川之江ジャンクション	高知インターチェンジ
九州自動車道	門司インターチェンジ	鹿児島インターチェンジ
宮崎自動車道	えびのジャンクション	宮崎インターチェンジ
長崎自動車道	鳥栖ジャンクション	長崎インターチェンジ
大分自動車道	鳥栖ジャンクション	日出ジャンクション
東九州自動車道	北九州ジャンクション	苅田北九州空港インターチェンジ
	日出ジャンクション	大分宮河内インターチェンジ

主な通行経路の考え方②

(別記様式1)

(A4用紙)

主な通行経路の区間の通行距離等に関する書類

通行経路 (経路番号)	主な通行経路となる区間 (※) の 通行距離	その他の道路の 通行距離

主な許可条件及び通行条件

- 長さ21メートルを超えるフルトレーラ連結車については、安全な通行等の観点から許可条件や通行条件が追加されます。

項目		内容
許可条件	1 車両安全装備	車両安全技術に関する16装備 なお、OBWについて、当面、発着地における重量計での計測も可とする。
	2 運転者	①直近5年以上の大型自動車運転業務への従事及び牽引免許5年以上保有 ②2時間以上の訓練の受講 または、優良な運転手（最低12時間の訓練かつ直近3年無事故・無違反）に限り、牽引免許1年以上、大型自動車運転業務の直近3年以上従事
	3 積荷	危険物貨物、大量の液体、動物は不可
通行条件	1 その他	①追い越しの禁止 ⇒原則として、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行し、追い越しをしないこと。 ②縦列走行の禁止 ⇒他の21m超車両と接近して縦列をなし通行しないこと。 ③故障時等における停止表示 ⇒路上に停車させた場合は、板状及び灯火式の両方の停止表示機材を使用すること。 ④業務支援用ETC2.0車載器の稼働 ⇒通行中は、業務支援用ETC2.0車載器を稼働させ、DSRC路側無線機と通信できる状態を維持すること。 ⑤書類の携行 ⇒①実技訓練を受講したことを証する書面及び、直近3年間無事故・無違反であることを証する書面（直近5年以上の大型自動車運転業務への従事し、かつ牽引免許5年以上保有する場合は除く） ②車両の車軸ごとの軸重を記録した書類（OBW装備している場合は除く）

ETC2.0車載器の情報登録・利用規約への同意の方法

(1) ログイン

- ◆ 特殊車両通行許可オンライン申請webサイト (通称PRサイト) にアクセス下さい。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

① ユーザID/パスワード※
を入力し、システムに
ログインします。

※ユーザID未取得の方は、はじめにID/PASSを取得してください。

ETC2.0車載器の情報登録・利用規約への同意の方法

(2) 業務支援用ETC2.0車載器等に関する情報の登録

申請支援システム

- 申請データ作成
- 申請書作成状況一覧
- 個別協議状況一覧
- 経路図作成状況一覧
- 担当者変更
- 申請書提出
- 申請状況照会
- ETC2.0車載器登録**
- 延長申請条件登録

③ 「ETC2.0車載器登録」ボタンを選択。

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】 車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】 車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の削除】 車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択可)
 【利用制度変更】 車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。(複数選択可)

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度				選択
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化 制度	ダブル連結ト ラック	許可期間延長	特車許可不要 区間	
<input type="button" value="車両追加"/> <input type="button" value="申請支援システムメニューへ戻る"/>								

④ 「車両追加」ボタンを選択。

※既にETC2.0車載器を登録されている方はP13を参照ください。

ETC2.0車載器 車両追加

車両番号

車載器管理番号 - -

ASL-ID

⑤ 車両番号、車載器管理番号、ASL-IDを入力し、「追加」ボタンを選択。

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】 車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】 車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の削除】 車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択可)
 【利用制度変更】 車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。(複数選択可)

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度				選択
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化 制度	ダブル連結ト ラック	許可期間延長	特車許可不要 区間	
1	試験 111あ 1111	11111-22222222-333333	111111111111	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

全てチェック/解除

ETC2.0車載器が登録されていることを確認してください。

ETC2.0車載器の情報登録・利用規約への同意の方法

(3) 利用登録及び利用規約への同意

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】 車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】 車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の削除】 車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【利用制度変更】 車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。(複数選択可)

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度			選択	
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化 制度	ダブル連結ト ラック	許可期間延長		特車許可不要 区間
1	試験 111あ 1111	11111-22222222-333333	1111111111111	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

全てチェック解除

⑥利用制度のうち、「ダブル連結トラック」に(✓)を入れて下さい。

⑦選択チェックボックスに(✓)を入れて下さい。

ETC2.0車載器利用制度 利用規約

業務支援型ETC2.0装着車への各制度に参加するにあたり、以下の内容に同意していただく必要があります。確認のうえ、同意いただけるようでしたら「同意する」のボタンを押して下さい。

登録を受けたETC2.0車載器から収集した情報に関する規約

(目的)
 第一条 この規約は、「ETC2.0車載器登録規定」(平成9年国土交通大臣告示第607号)に基づいて、ETC2.0車載器登録ファイルへの登録を受け

(定義)
 第二条 この規約において「特定プロンプト情報」とは、「特定道路管理者」が管理するETC2.0車載器登録ファイルの登録を受け

② この規約において「特定道路管理者」とは、国土交通大臣、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、郵政

③ この規約において「プロンプト情報」とは、次のものをいいます。

— 通行経路の記録(通行開始地点と終了地点の記録を含む。)

⑧「利用制度の変更」ボタンを選択。

※利用登録には利用規約に同意する必要があります。

⑨利用規約を確認し、「同意する」ボタンを選択。

ETC2.0車載器 利用登録

ETC2.0車載器は登録されました

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度			選択	
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化 制度	ダブル連結ト ラック	許可期間延長		特車許可不要 区間
1	試験 111あ 1111	11111-22222222-333333	1111111111111	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

全てチェック解除

⑩正常に利用登録が完了するとダブル連結トラックの背景が橙色に変わります。

<注意>

○登録完了後に、「ダブル連結トラック」のチェックを外し、「利用制度の変更」を押下すると登録が解除されます。

ETC2.0車載器の情報登録・利用規約への同意の方法

「ETC2.0簡素化制度」（特車ゴールド制度）や「許可期間延長」のために、既に業務支援用ETC2.0車載器に関する情報等をシステムに登録済である場合には、改めて車載器に関する情報等を再登録する必要はありませんが、ダブル連結トラックにも利用することを明らかにするため、以下の手順により、「ダブル連結トラック」の利用登録及び利用規約への同意を行って下さい。

○利用登録及び利用規約への同意（既に車載器の情報等を登録している場合）

特殊車両オンライン申請システムにログイン後、
「ETC2.0車載器登録」ボタンを選択し、P13と同様の手順で登録します。

申請支援システム

- 申請データ作成
- 申請書作成状況一覧
- 個別協議状況一覧
- 経路回作成状況一覧
- 担当者変更
- 申請書提出
- 申請状況照会
- ETC2.0車載器登録**
- 延長申請条件登録

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。（複数選択不可）
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。（複数選択不可）
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。（複数選択可）
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。（複数選択可）

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度				選択
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	特車許可不要区間	
1	大宮 100あ1234	12345-12345678-123456	11111111111111	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	大宮 200い5678	12345-12345678-456789	22222222222222	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

全てチェック解除

車両追加 車載器変更 **利用制度の変更** 削除実行 リセット 申請支援システムメニューへ戻る

Web ページからのメッセージ

？ 選択した車両の利用制度について変更します。正しいですか？

OK キャンセル

ETC2.0車載器 利用登録

ETC2.0車載器は登録されました

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度				選択
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	特車許可不要区間	
1	大宮 100あ1234	12345-12345678-123456	11111111111111	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	大宮 200い5678	12345-12345678-456789	22222222222222	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

全てチェック解除

車両追加 車載器変更 **利用制度の変更** 削除実行 リセット 申請支援システムメニューへ戻る

ETC2.0車載器利用制度 利用規約

業務支援用ETC2.0車載器への各制約に参加するため、以下の内容に同意していただく必要があります。確認のうえ、同意いただけるようでしたら同意するボタンを押して下さい。

登録を受けたETC2.0車載器から収集した情報に関する規約

(目的) この規約は、「ETC2.0車載器登録規定」(平成三十一年国土交通大臣告示第五百七号)に基づいて、ETC2.0車載器登録ファイルへの登録も

(定義) この規約において「特定プロンプト情報」とは、「特定登録管理番号」が管理するGSD(国庫申請番号)に該当する他の車が管理するものも含む

(この規約において「特定登録管理番号」とは、国土交通省、国土交通省高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、東海

(進行記録の記録 (通行記録地点と通行終了地点の記録を含む。))

(エリア等その他の車載の動きの記録)

(この規約において「車載器管理番号」とは、次のものになります。)

1 ETC2.0車載器の製造番号、製造後に割り当てられたETC2.0車載器管理番号及びASL-ID

2 自動車動態登録番号(一連指定番号を除く。)

(特定プロンプト情報等の利用)

第三条 特定登録管理番号は、特定プロンプト情報及び車載器特定情報を用いた用途に使用することができます。

第四条 通行記録の取得

第五条 車載器の通行記録の取得の目的

① 登録管理番号は、特定プロンプト情報から車載器特定情報を選択したものを管理に関する調査・研究その他の管理のために利用することができます

② 特定登録管理番号は、前条項に基づく場合を除いて、特定プロンプト情報を利用することはできません。

(特定プロンプト情報の提供)

第六条 ETC2.0車載器の設置等の目的及び必要な情報を収集し、更新し、特定の車について、特定登録管理番号の特定プロンプト情報の

(特定プロンプト情報の第三者への提供)

同意しない **同意する**

ETC2. 0車載器の情報登録・利用規約への同意の方法

確認方法

- 車載器管理番号は、トラックタに車載器をセットアップした際に取付店から交付された「セットアップ証明書」に記載されています。ASL-IDは、車載器の梱包箱や添付書類に記載されています。
- 不明な場合には、取付店又は車載器製造メーカーにご確認ください。

車載器管理番号	20桁の英数字で構成されます。 (20桁目は破線枠で示されている場合もありますが、これも含めて全桁を記入してください。) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
ASL-ID	12桁の数字で構成されます。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 □□□□□□□□□□□□